

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

【 2025年5月1日現在 】

1. 事業者の概要

法人名	株式会社 N-STEP
代表	高柳 将人 真壁 海都
所在地	〒206-0802 東京都稲城市東長沼 1281 302 号
TEL	042-401-6644
設立年月日	令和5年11月22日

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション THE NEXT 稲城
所在地	〒206-0802 稲城市東長沼 1281 内田マンション 2-302 号
事業所指定申請番号	1365190063
管理者・連絡先	管理者：尾崎 真梨子 電話：070-1211-5702
サービス提供地域	稲城市、府中市、調布市、多摩市、川崎市麻生区 (その他の地域は応相談)

3. 運営方針

- サービス提供にあたって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- サービスの提供にあたっては、ご利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明すること努め、サービスの終了に際しては、ご利用者又はそのご家族に対し、適切な説明を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

4. 事業の運営

- サービスの提供にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行います。
- サービスの提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

5. 事業所の職員体制

職種	人員	従事するサービス内容
管理者	1名	管理者は従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行います。
看護師	1名以上	主治医により訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状態に合わせて、必要に応じた各種ケアなどを行います。
リハビリ職	1名以上	主治医により訪問看護指示書を受けた後、ご利用者様の状況に合わせて、必要に応じたリハビリを行います。

6. 営業日及び営業時間

区分	平日	土日
営業時間	9:00～18:00	9:00～18:00

※年末年始は利用者様の状態に応じて要相談

7. 相談窓口、苦情対応

(サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。)

相談・苦情受付窓口	電話番号	042-401-6644
	担当者	代表：真壁 海都 管理者：尾崎 真梨子
	対応時間	平日・土日 9:00～18:00

〈相談・苦情処理を行うための処理体制・手順〉

相談・苦情については、管理者が対応します。管理者不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者に引き継ぎをします。

外部苦情窓口

稲城市	高齢福祉課	042-378-2111
府中市	高齢福祉相談の窓口	042-335-4496
調布市	高齢者支援室	042-481-7149
多摩市	高齢福祉相談窓口	042-357-8877
川崎市麻生区	高齢者支援係	044-965-5148
川崎市多摩区	高齢・障害課	044-935-3113

6. 緊急時の対応

事業所はサービス提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、速やかに主治医又は、医療機関に連絡を取るなど必要な措置を取ります。

7. 秘密保持

事業所は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について第三者に漏らすことはありません。*但し契約書に記載している「第8条に係る個人情報の取り扱いについて」の該当する範囲については、説明をさせていただきます。いただいた上で使用させていただきます。

8.個人情報の取り扱いに関する相談窓口

個人情報管理責任者 管理者 尾崎真梨子 が相談窓口として対応しております。

9.研修機会の確保

事業所は皆様に提供させて頂いている訪問サービスの質のアップを図る為に全てのスタッフに対して研修の機会を確保しております。

10.衛生管理など

事業所は職員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うと共に感染対策についてもスタッフ全員で取り組み対応に努めております。*新型コロナウイルス感染症及び流行感染症を含む

11. 事故発生時の対応

事業者が行うサービス提供により、損害事故が発生した場合には速やかにご利用者の家族、市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また事業者が利用者に対して提供するサービスより過失責任を負うべき事故（偶発的事故を除く）が発生した場合には、損害賠償を行います。

12.虐待防止に関する事項

事業所は、利用者などの人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者は管理者とします。
- 2) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施（年1回）
- 3) 事業所は、居宅介護サービス事業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には速やかに、これを市町村に通報いたします。

13.身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危害が及ぶことを考えられ以下の(1)~(3)の要件を全て満たす時は、利用者に対して説明し同意を得た上で必要最低限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、介入時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない場合、経過観察並びに検討内容についての記録をし、5年間保存いたします。また事業者としての身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)切迫的：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2)非代替性：身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合
- (3)一時性：利用者様補任又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合

14.災害時の訪問

地震・台風・大雨・大雪等の自然災害発生時、災害の影響で訪問することが不可能で、連絡も取れない状況になることがあります。

この場合、事業者の責めに帰すべき事由でないため、事業者は利用者に対するサービス提供を行いません。その際にはどうするか、日頃より対策や家族など周囲の方々と決めておいてください。予定変更による訪問対応で可能であれば調整をする。また調整できない場合、かつ連絡が取り難いもしくは連絡が取れない（電話回線が使えない等）場合は直接訪問する場合がございます。

15.事業継続計画の策定等について

感染症や自然災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非日常の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2024年4月1日施行

一部改変

2025年2月1日施行

代表 真壁 海都

管理者 尾崎 真梨子

以上